

答 申 情 第 2 6 号

平成24年12月12日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 市 川 正 人
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

下水道管工事に係る公文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定
(諮問情第42号)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存存在による非公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成24年3月9日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「現在地伏見区特定地番の土地に下水道管を入れるに関してから完了までの資料を請求します。」（以下「本件請求」という。）との公開を請求した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書の公開をしないとの不存存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成24年3月22日付けで、その旨及びその理由を「保存年限（10年）の経過により廃棄しており、公文書を保有していないため。」と異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成24年5月1日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

公文書公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求は、特定地番の土地（以下「特定土地」という。）に実施機関が公共下水道工事を行った際に作成又は取得した一切の公文書を請求しているものである。
実施機関が公共下水道工事を行う際は、一般にまず測量調査及び実施設計の委託契約を行う。次に測量調査及び実施設計を基に設計図書を作成し、工事の発注を行う。工事請負業者との契約締結後、関係官庁との調整のうえ工事を行い、工事完成検査を経て供用開始となる。
なお、委託・請負業者への支払いは各業務完了後に行う。

(2) 本件請求内容に該当する土地には確かに実施機関が布設した下水道管が通っていることから、当該下水道管の布設に当たり、「設計」、「発注」、「建設工事」、「契約」及び「出金」に係る公文書を作成したと考えられる。

本件請求内容に該当する土地の下水道管の布設工事は、平成4年度に行っており、上記公文書は、工事着工前後に作成することから、本件請求内容を満たす公文書は、概ね平成4年度～平成5年度に作成したと考えられる。

実施機関の文書保存分類表によれば、上記公文書は全て10年以下の保存年限である。

したがって、上記公文書については、遅くとも平成15年度までに保存年限が経過し、平成16年度には全て廃棄した。

なお、平成16年度当時の文書保存分類表によれば、文書の廃棄に係る決定書の保存年限は1年であることから、上記公文書の廃棄決定に係る公文書についても、平成17年度末までに保存年限が経過し、平成18年度までに廃棄した。

(3) 下水道管の布設に際して、公共下水道施設設置承諾書を取得していた場合は、当該書類も請求に係る公文書に含まれる。

公共下水道施設設置承諾書とは、下水道管工事を私有地にて行う場合に、その土地の所有者に下水道管の布設について承諾のうえ、記名、押印していただき、実施機関が保管している公文書である。

本件請求内容に該当する土地の所有者は、実施機関が下水道管工事を行う時点において京都市であったことから、実施機関が公共下水道施設設置承諾書を作成又は取得することはなかった。

(4) 異議申立人は、意見書の中で、下水道管を入れた際の土地の地番と所有者が記載されているものと見取図を見たいと述べているが、最初に来庁した際に、下水道管の図面を電子化した下水道台帳マッピング図（京都市公共下水道台帳施設平面図）と完成図（公共下水道工事竣工図）（以下合わせて「電子図面」という。）を閲覧している。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求について

一切の公文書を請求しているものと書かれているが、窓口で知りたい内容を説明すると、窓口担当者から「何も出ません」と何度も言われ、「すべてと書いたら何か出ますよね」といういきさつで、「すべて」と書いた。

登記の上で、義理の父の土地がいつの間にか京都市の土地になってしまったので公開請求を行った。自分が知りたいのは、下水道管を入れた時の土地の旧地番とその所有者、簡単な土地に入っている管の見取図（上から見た地図）である。

(2) 特定土地の下水道管は、平成5年頃に造られている。今年で19年経過しているのに、10年で廃棄しているとはおかしい。下水道管は50年置きくらいに交換するそうなので、次の下水道管を造るのに、前の資料がなければ造れるはずがない。

(3) 公文書は、平成4年から平成5年度に作成されたとあるが、この土地の工事着工時に、地権者の異議申立人の義父から何らかの話があったと見られる。平成6年に、下水道局の職員が来て、「この道は公道だと思っていたが、私道でお宅の土地だったんですね。」と言っていた。その後、下水道管は自分の土地（特定土地）を通して自分の家に通すのに承諾書等の必要がないという話がついたのだと思う。承諾書はないはずである。

また、平成6年に土地の訂正されている公文書もあるはずである。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる公文書について

本件請求の対象となる公文書は、「特定土地に下水道管を入れるに関してから完了までの資料」である。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、下水道管の布設に当たり「設計」、「発注」、「建設工事」、「契約」及び「出金」に係る公文書を作成したと考えられるが、当該公文書は全て保存年限が10年であり、遅くとも平成16年度に全て廃棄したと主張している。

イ これに対し、異議申立人は、次の下水道管の布設工事の際に、前の資料がなければ対応できないので、10年で廃棄するのはおかしいと主張している。

ウ 当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、電子図面を管理し、閲覧に供している。また、異議申立人に確認したところ、異議申立人も電子図面を閲覧したと述べている。

当審査会としては、電子図面があれば、今後の下水道管の工事に支障が生じるおそれはないと考えられるため、請求に係る公文書は保存年限が10年であり、既に廃棄したという実施機関の主張について、特段不合理な点があると判断することはできない。

(3) その他

異議申立人は、口頭意見陳述において、自分が閲覧したいのは、旧番地とその所有者が載っている図面であると述べている。当審査会が実施機関に確認したところ、特定土地は、昭和62年までに市道の拡幅工事により京都市の土地となっており、下水道管の布設工事が行われた平成4年の時点で、実施機関が「旧番地とその所有者」が載っている図画を取得又は作成していた可能性はほとんどないと考えられる。

その他、異議申立人は様々な主張を行っているが、いずれも、当審査会の結論を左右するものではない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成24年	5月15日	諮問（諮問情第42号）
	6月15日	実施機関からの理由説明書の提出
	7月17日	異議申立人からの意見書の提出
	8月8日	実施機関の職員の理由説明（平成24年度第4回会議）
	10月10日	異議申立人の意見陳述（平成24年度第6回会議）
	11月14日	審議（平成24年度第7回会議）
	12月12日	審議（平成24年度第8回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 市川 正人）